

議会運営委員会

日 時 令和6年2月26日（月）

午後3時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

- (1) 委員長報告後の議案の取扱いについて（2月14日上程分） ······ 資料1
- (2) 議案の撤回について（議案第28号）
- (3) 2月定例会の一般質問（代表質問・個人質問）の割り振りについて
- (4) 島田市議会委員会条例の改正について ······ 資料2

4 次回の議会運営委員会について

日時 令和6年3月7日（木） 午前9時00分から

- 議題
- ・追加議案について
 - ・追加議案の取扱いについて
 - ・会議規則第35条の2に基づく資料要求の取扱いについて（※）
- ※資料要求があった場合 ほか

5 閉 会

資料1

〔第14回 令和6年2月27日（火）〕 委員長報告後の議案の取扱い【2月14日上程分】

該当があるもの=○、該当がないもの=●

議案番号	件 名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
				簡易	起立
1 議案 第 1 号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第12号）	○	●	○	
2 議案 第 2 号	令和5年度島田市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	○	●	○	
3 議案 第 3 号	令和5年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	○	●	○	
4 議案 第 4 号	令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第3号）	○	●	○	
5 議案 第 5 号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	○	●	○	
6 議案 第 6 号	島田市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について	○	●	○	
7 議案 第 7 号	緊急防災工事計画の策定について	○	●	○	
8 議案 第 8 号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第13号）	○	●	○	

新 旧 条 文

対照表

例規名 島田市議会委員会条例

新 旧 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行なうことができる。

4 前項の規定により後任の常任委員及び議会運営委員の改選による選任があった場合は、前任の常任委員及び議会運営委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議長の許可を得なければならぬ。

旧 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行なうことができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行なわれたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議会の許可を得なければならぬ。

